

# 令和5年度の維持管理の概要

## 1 流域関連公共下水道整備の状況

処理区域面積は令和4年度末より約617ha増加し48,106haに、処理区域内人口は約2万人増加し約269万人となった。

表-1 関連公共下水道流域別整備状況

流域名	項目	全体計画		令和5年度末			進捗率 (面積)	普及率 (人口)	水洗化率 (人口)	
		処理面積 A (ha)	処理人口 B (人)	行政人口 C (人)	処理区域 面積 D (ha)	処理区域 内人口 E (人)				処理区域 内 接続人口 F (人)
令和5年度	豊川	6,626	243,930	292,884	5,378	240,474	227,144	81.2%	82.1%	94.5%
	五条川左岸	5,499	204,017	227,549	3,724	175,204	163,278	67.7%	77.0%	93.2%
	境川	12,375	675,996	684,971	9,258	577,477	537,292	74.8%	84.3%	93.0%
	衣浦西部	3,818	212,036	235,404	3,540	207,959	184,300	92.7%	88.3%	88.6%
	矢作川	16,469	858,301	993,414	14,717	818,222	772,191	89.4%	82.4%	94.4%
	衣浦東部	3,008	132,490	141,108	2,487	115,410	93,337	82.7%	81.8%	80.9%
	日光川上流	4,192	246,010	325,982	3,197	198,448	139,566	76.3%	60.9%	70.3%
	五条川右岸	4,257	227,358	277,273	2,397	138,390	99,120	56.3%	49.9%	71.6%
	新川東部	1,740	98,740	100,231	881	59,964	44,953	50.6%	59.8%	75.0%
	日光川下流	4,664	242,900	313,530	2,144	129,804	78,809	46.0%	41.4%	60.7%
新川西部	1,512	70,700	72,650	384	25,612	15,768	25.4%	35.3%	61.6%	
計	64,159	3,212,478	3,664,996	48,106	2,686,964	2,355,758	75.0%	73.3%	87.7%	
令和4年度計				3,675,296	47,489	2,666,284	2,332,371	74.2%	72.5%	87.5%

注1) 行政人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口を示す

注2) 処理区域面積は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域の面積を示す

注3) 処理区域内人口は、令和6年4月1日現在の処理開始公示区域において、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示す

注4) 処理区域内接続人口は、令和6年4月1日現在の下水道接続人口を示す

## 2 処理水量の状況

11流域合計処理水量は、305,864千 $m^3$ であり、前年度と同程度だった。このうち最も水量が多い流域は矢作川流域の101,587千 $m^3$ で、全体の約33%の割合を占めている。

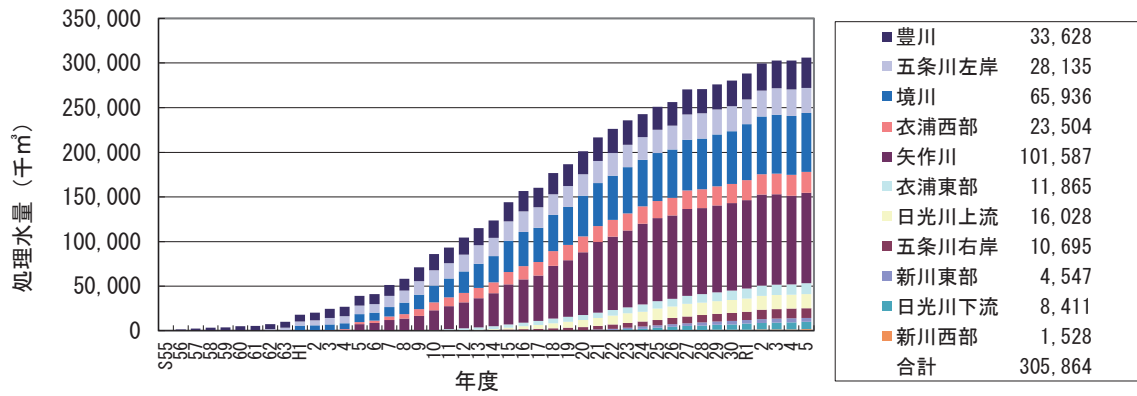
表-2 流域別処理状況

流域名	項目	処理水量		使用 電力量 (千kWh)	電力量 原単位 (kWh/ $m^3$ )	脱水ケーキ 発生量 (t)	処理の内訳(最終形態)		
		年間 (千 $m^3$ )	1日あたり ( $m^3$ )				脱水ケーキ 場外搬出 (t)	焼却灰 (t)	炭化物 (t)
令和5年度	豊川	33,628	91,879	14,883	0.44	14,378	347	1,158	-
	五条川左岸	28,135	76,873	13,275	0.47	17,090	342	547	-
	境川	65,936	180,154	22,245	0.34	46,920	17,301	-	-
	衣浦西部	23,504	64,217	12,507	0.53	16,311	6,033	908	-
	矢作川	101,587	277,560	40,501	0.40	62,188	2,635	2,131	-
	衣浦東部	11,865	32,419	8,821	0.74	8,286	1,332	-	1,837
	日光川上流	16,028	43,791	8,650	0.54	12,168	11,346	-	-
	五条川右岸	10,695	29,222	5,012	0.47	9,259	8,717	-	-
	新川東部	4,547	12,422	2,232	0.49	3,626	3,607	-	-
	日光川下流	8,411	22,980	3,883	0.46	5,650	2,472	-	-
新川西部	1,528	4,175	1,222	0.80	1,351	1,330	-	-	
計	305,864	835,692	133,233	0.44	197,226	55,427	4,745	1,837	
令和4年度計		302,973	830,061	134,585	0.44	199,355	53,381	5,279	2,446

注) 脱水ケーキ場外搬出量には、共同焼却のための搬出量を含まない

注) 端数処理の都合で、合計と内訳が合わない場合がある

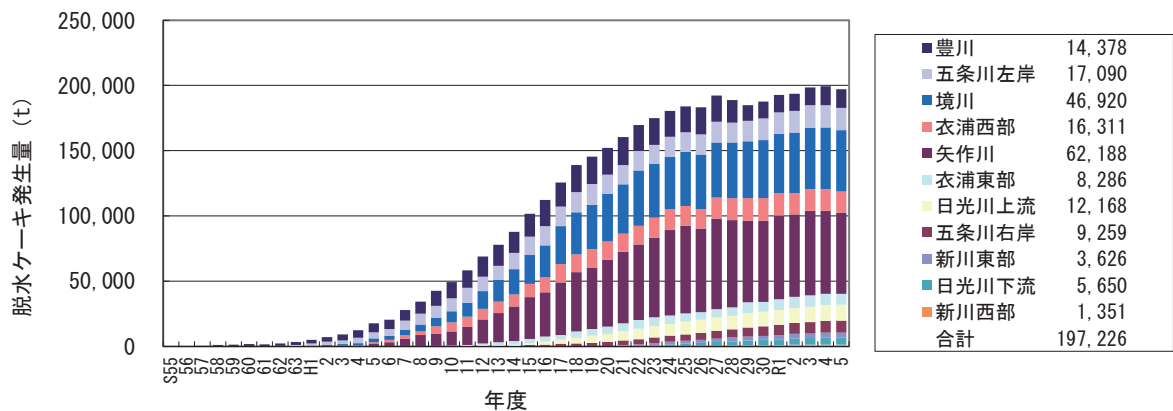
注) 使用電力量には他流域から受け入れた汚泥処理分も含む。また日光川下流については弥富ポンプ場分も含む。



図－1 処理水量経年変化

### 3 発生汚泥の状況

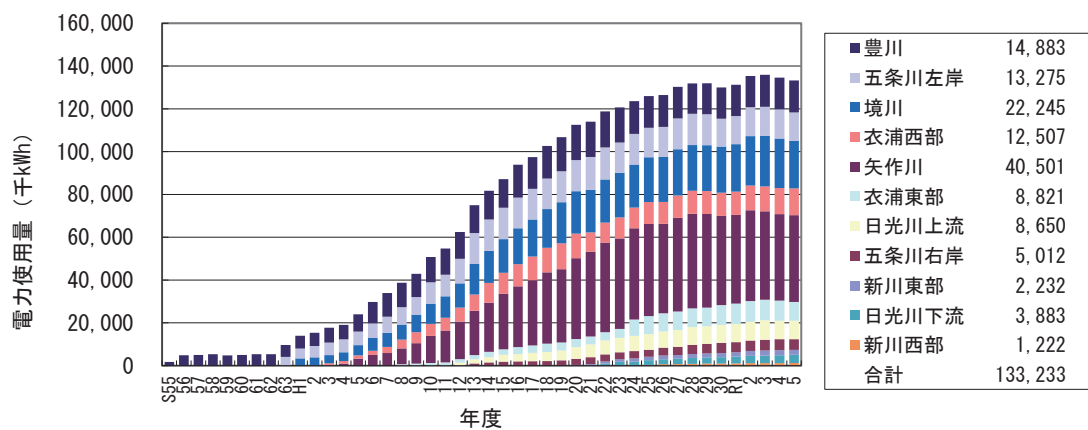
11 流域合計発生汚泥量（脱水ケーキベース）は、197,226t であり、前年度より約 1.1%減少した。このうち最も発生汚泥が多いのは矢作川流域の 62,188t で、水量と同様に全体の約 32%の割合を占めている。



図－2 脱水ケーキ発生量経年変化

### 4 エネルギー使用の状況

11 流域合計の使用電力量は 133,233 千 kWh であり、昨年度と同程度であった。1 m<sup>3</sup>あたりの電力量を示す電力量原単位について、全流域平均は 0.44kWh/m<sup>3</sup>であり、昨年度と同程度であった。



図－3 電力使用量経年変化

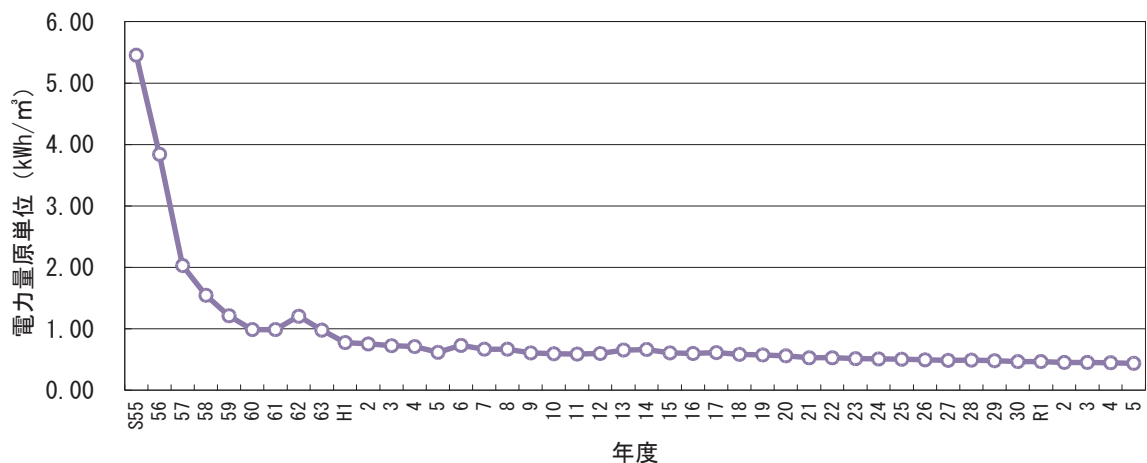


図-4 電力量原単位 全流域経年変化

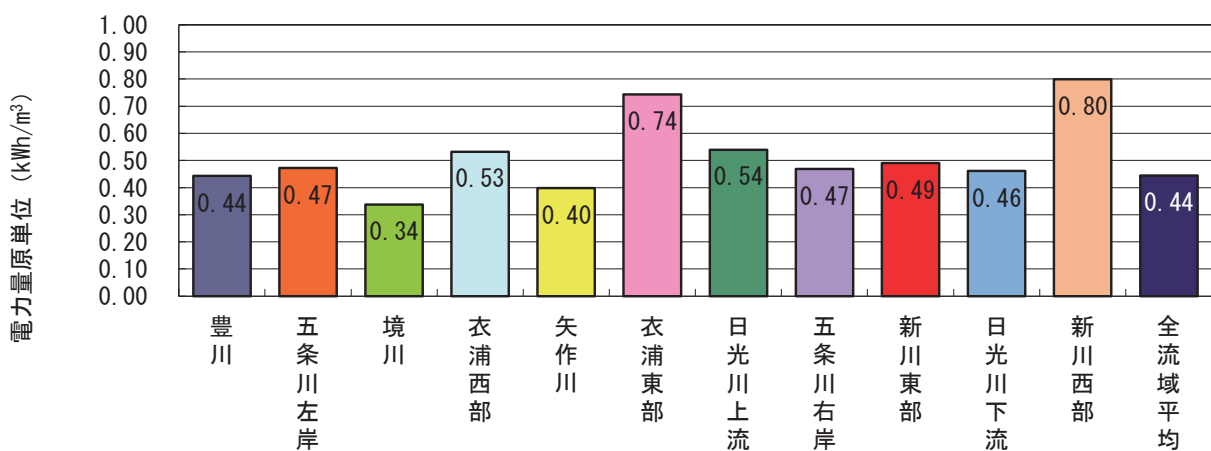


図-5 電力量原単位

注) 使用電力量には他流域から受け入れた汚泥処理分も含む。また日光川下流については弥富ポンプ場分も含む。

## 5 水質等の状況

COD、BOD、SS、全窒素、全りんとも水質汚濁防止法、下水道法に定める水質基準を満足するものであった。また、その他の生活環境項目、健康項目についても、いずれも法令基準を満足するものであった。

表-3 流域別水質状況

項目 流域名	COD (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		全窒素 (mg/L)		全りん (mg/L)	
	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水
豊川	130	9.5	270	5.3	200	1.7	47	9.7	5.7	0.9
五条川左岸	90	5.8	160	<0.1	140	<0.1	35	6.2	3.5	0.5
境川	110	8.3	220	1.9	140	2.8	43	6.3	5.2	0.4
衣浦西部	140	7.2	210	2.0	200	2.5	48	6.3	5.8	0.4
矢作川	88	7.7	180	3.5	140	<0.1	29	8.7	4.3	0.8
衣浦東部	91	7.7	180	2.0	110	1.7	39	4.0	4.7	0.3
日光川上流	110	7.4	180	<0.1	150	2.7	41	6.5	4.8	0.2
五条川右岸	130	8.0	200	1.3	190	5.0	42	6.0	4.4	0.4
新川東部	150	6.8	250	1.8	180	2.7	51	3.7	5.7	0.5
日光川下流	73	7.4	200	1.5	71	2.0	28	6.6	5.2	0.4
新川西部	150	7.7	230	1.4	170	2.5	51	3.8	5.3	0.3

注) 数値は年平均値

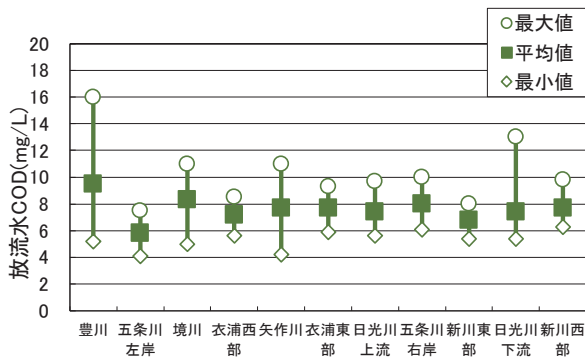


図-6 放流水 COD 濃度

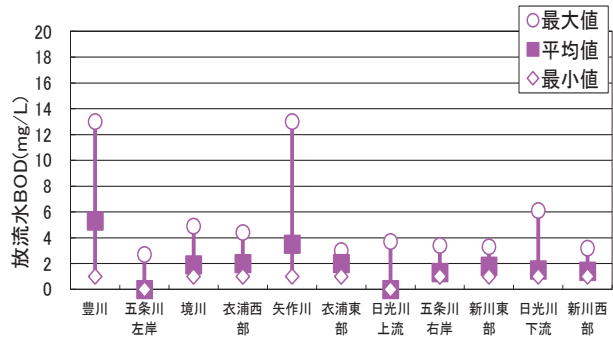


図-7 放流水 BOD 濃度

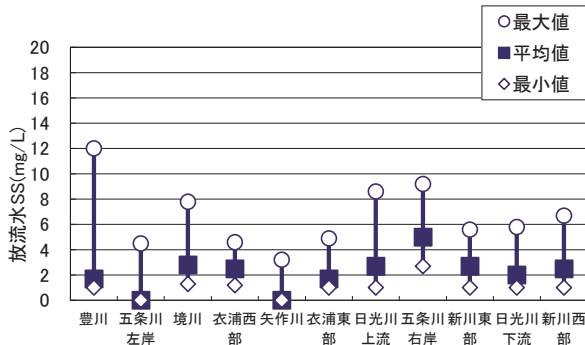


図-8 放流水 SS 濃度

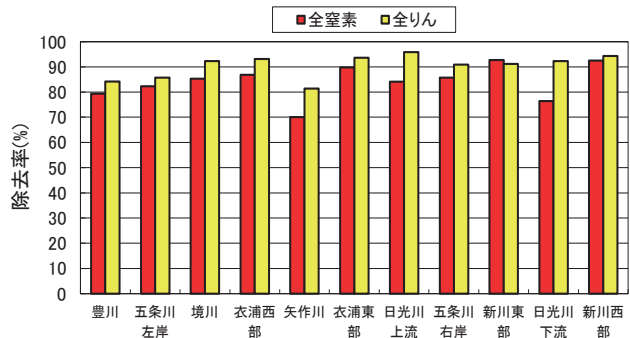


図-9 全窒素・全りん除去率

## 6 汚泥の有効利用等の状況

汚泥等発生量 209,605 t (脱水ケーキ換算、知多3市搬入量 12,378 t 含む) のうち、99%以上にあたる 208,714 t を有効利用した。脱水ケーキ換算の有効利用率は、昨年度と同等であった。脱水ケーキについては、建設資材原料、肥料原料として有効利用を促進した結果、有効利用量は 55,427 t であった。焼却灰についても今年度は 5,234 t の有効利用となっている。

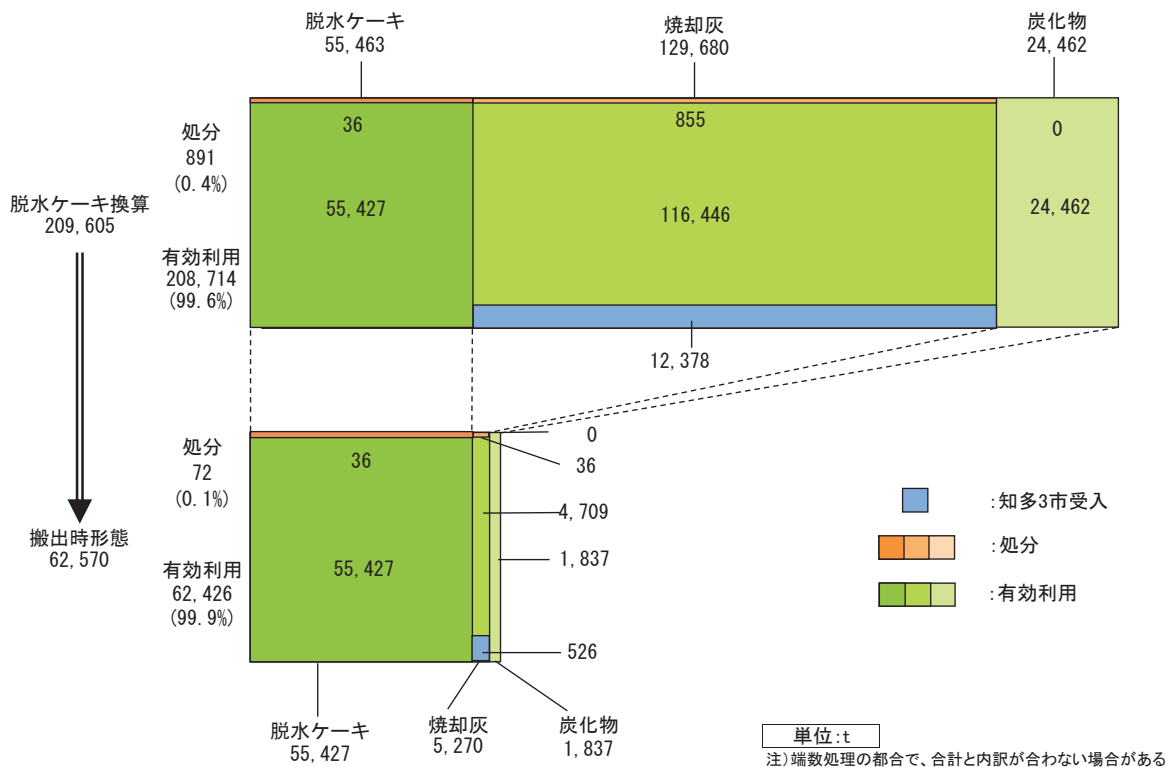


図-10 下水汚泥有効利用状況率

## 7 物質収支

11 流域合計で 305,864 千 $m^3$ の水を処理し、60,971t の BOD 負荷が除去された。

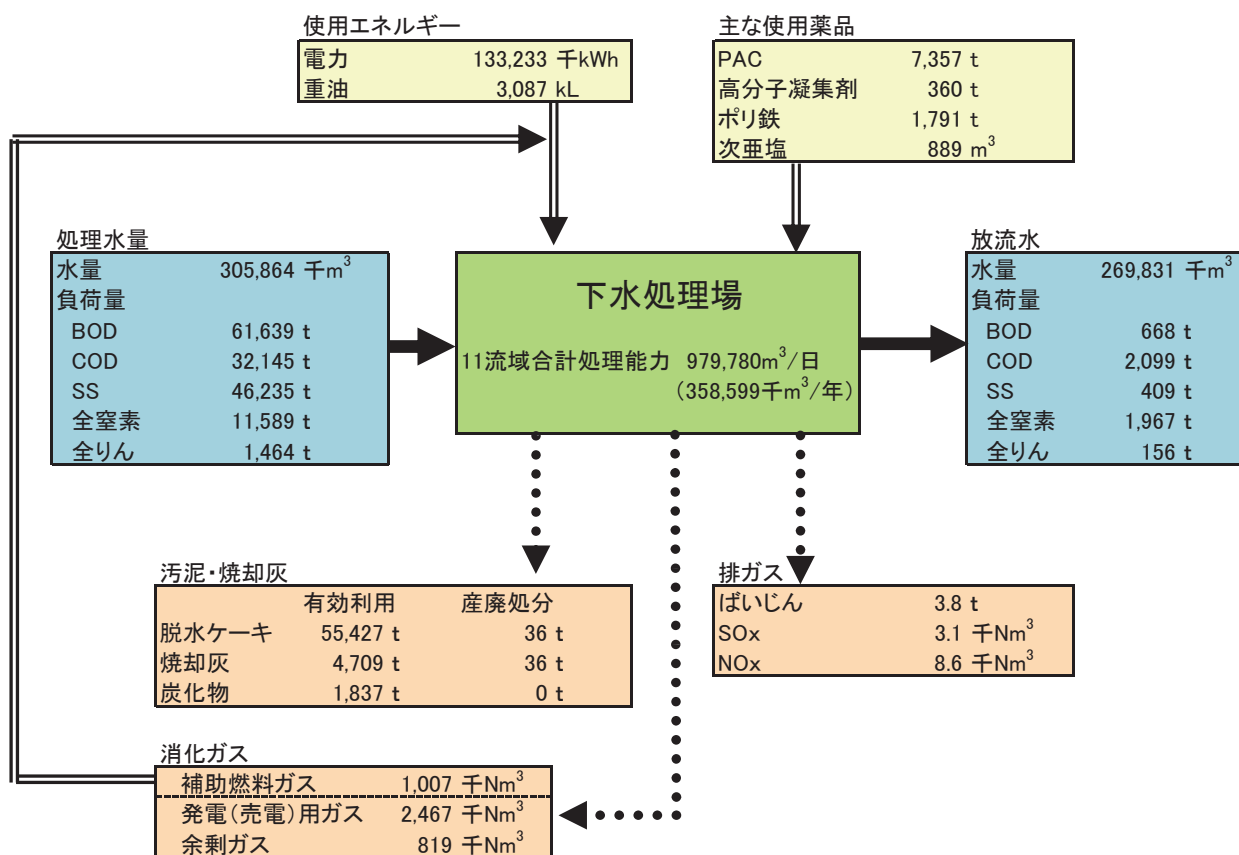


図- 11 物質収支

# 水質等基準値一覧表

## 1-1) 水質分析に係る法的規制値及び定量下限値一覧表 (豊川、五条川左岸、境川、衣浦西部、矢作川)

令和6年4月1日現在

項目	下水道法施行令第6条(6)第3項(水質汚濁防止法第3条第1項)の基準	水質汚濁防止法第3条第1項	上乗せ基準(水質汚濁防止法第3条第3項)	豊川		五条川左岸		境川		衣浦西部		矢作川			接続点流入水質基準	下水道部定量下限値	
				法規制値	法規制値	公衆防止協定		法規制値	公衆防止協定	法規制値	平田市環境保全条例	法規制値	矢水協定	百尾市指導基準			
						基準値	目標値										基準値
カドミウム	-	0.03	-	0.03	0.03	0.003	不検出	0.03	0.003	0.03	-	0.03	-	0.01	0.03	0.003	
全シアン	-	1	-	1	1	不検出	不検出	1	不検出	1	-	1	-	不検出	1	0.1	
有機りん	-	1	-	1	1	不検出	不検出	1	不検出	1	-	1	-	不検出	1	0.1	
鉛	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.05	0.1	-	0.1	-	0.05	0.1	0.01	
六価クロム	-	0.2、0.5	-	0.5	0.2	0.02	不検出	0.5	0.05	0.5	-	0.5	-	0.05	0.2	0.02	
ひ素	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	-	0.1	-	0.05	0.1	0.01	
総水銀	-	0.005	-	0.005	0.005	0.0005	不検出	0.005	0.0005	0.005	-	0.005	-	0.0005	0.005	0.0005	
アルキル水銀	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	0.0005	
トリ塩化ビフェニル	-	0.003	-	0.003	0.003	不検出	不検出	0.003	不検出	0.003	-	0.003	-	不検出	0.003	0.0005	
トリクロロエチレン	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	-	0.1	-	-	0.1	0.02	
テトラクロロエチレン	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	-	0.1	-	-	0.1	0.02	
ジクロロメタン	-	0.2	-	0.2	0.2	0.02	不検出	0.2	0.02	0.2	-	0.2	-	-	0.2	0.02	
四塩化炭素	-	0.02	-	0.02	0.02	0.002	不検出	0.02	0.002	0.02	-	0.02	-	-	0.02	0.002	
1,2-ジクロロエタン	-	0.04	-	0.04	0.04	0.004	不検出	0.04	0.004	0.04	-	0.04	-	-	0.04	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	-	1	-	1	1	0.1	不検出	1	0.1	1	-	1	-	-	1	0.1	
トリス(1,2-ジクロロエチレン)	-	0.4	-	0.4	0.4	0.04	不検出	0.4	0.04	0.4	-	0.4	-	-	0.4	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	-	3	-	3	3	1	不検出	3	1	3	-	3	-	-	3	0.02	
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	-	0.06	0.06	0.006	不検出	0.06	0.006	0.06	-	0.06	-	-	0.06	0.006	
1,3-ジクロロプロパン	-	0.02	-	0.02	0.02	0.002	不検出	0.02	0.002	0.02	-	0.02	-	-	0.02	0.002	
チウラム	-	0.06	-	0.06	0.06	0.006	不検出	0.06	0.006	0.06	-	0.06	-	-	0.06	0.006	
ジマジン	-	0.03	-	0.03	0.03	0.003	不検出	0.03	0.003	0.03	-	0.03	-	-	0.03	0.003	
アホエンカルブ	-	0.2	-	0.2	0.2	0.02	不検出	0.2	0.02	0.2	-	0.2	-	-	0.2	0.02	
ベンゼン	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	-	0.1	-	-	0.1	0.01	
セレン	-	0.1	-	0.1	0.1	0.01	不検出	0.1	0.01	0.1	-	0.1	-	0.05	0.1	0.01	
ほう素	-	海域230 その他10	-	230	10	5	2	230	23	230	-	10	-	5	海域230 その他10	0.2	
ふっ素	-	海域15 その他8	-	15	8	4	1	15	7	15	-	8	-	4	海域15 その他8	0.1	
1,4-ジオキサソ	-	0.5	-	0.5	0.5	0.05	不検出	0.5	0.05	0.5	-	0.5	-	-	0.5	0.05	
窒素化合物	-	100	-	100	100	50	20	100	50	100	-	100	-	-	380未満	1	
その他の物質 n-ヘキサン抽出物質	pH	5.8以上 8.6以下	海域5.0-9.0 その他5.8-8.6	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5を超え 9未満	-	
	BOD	(注1) 160(120)	25(20)	-	25(20)	(10)	(10)	-	-	-	25(20)	25(20)	(10)	10	600未満	1	
	COD	-	160(120)	25(20)	25(20)	-	-	25(20)	25(20)	25(20)	25(20)	-	(10)	10	-	1	
	SS	40	200(150)	70(50)	70(50)	(30)	(30)	70(50)	(25)	70(50)	30(20)	70(50)	(10)	10	600未満	1	
	n-ヘキサン抽出物質	-	鉱油5 動植物油30	-	鉱油5 動植物油30	動植物油5 動植物油30	動植物油5 動植物油30	動植物油5 動植物油30	5 動植物油30	動植物油30	動植物油10	動植物油30	-	1	動植物油30	(注2) 5	
	フェノール類	-	5	-	5	5	0.5	0.5	5	0.5	5	-	5	-	5	0.5	
	銅	-	3	-	3	3	0.5	0.3	3	0.5	3	-	3	-	0.5	3	
	亜鉛	-	2	-	2	2	1	0.2	2	1	2	-	2	-	1	2	
	溶解性鉄	-	10	-	10	10	5	1	10	5	10	-	10	-	3	10	
	溶解性マンガン	-	10	-	10	10	5	1	10	3	10	-	10	-	3	10	
	全クロム	-	2	-	2	2	1	0.2	2	1	2	-	2	-	0.1	2	
	大腸菌群数	3000	(3000)	-	(3000)	(3000)	(3000)	(1500)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	300	-	30
	全窒素	(注1) 120(60)	-	120(60)	120(60)	(60)	(20)	120(60)	(30)	120(60)	-	120(60)	-	10	240未満	0.5	
	全りん	(注1) 16(8)	-	16(8)	16(8)	(8)	(1.5)	16(8)	(4)	16(8)	-	16(8)	-	1	32未満	0.1	
	ダイオキシン類	10	-	-	10	10	1	0.1	-	1	10	-	10	-	10	-	
その他の物質	水温	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45℃未満	-	
	透視度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	濁度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	
	残留塩素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	
	アンモニア性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	
	亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	
	硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	
	有機性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	りん酸態りん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	
	陰イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	
	塩化物イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	
	電気伝導率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	よう素消費量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220未満	5	
	蒸発残留物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	
	強熱減量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	

○法規制値について  
 ・法規制値は水質汚濁防止法  
 ・水濁法排水基準のBODは海域及び湖沼以外の公共用水域への排水水に限って適用  
 ・水濁法排水基準のCODは海域及び湖沼への排水水に限って適用  
 ・六価クロムの水濁法排水基準の改正(0.5mg/L→0.2mg/L)の適用日: R6.4.1(豊川左岸)、R6.10.1(豊川、境川、衣浦西部、矢作川、衣浦東部、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流、新川西部)  
 ・上乗せ基準のBODは海域及び湖沼以外の公共用水域への排水水に限って適用  
 ・上乗せ基準のCODは海域及び湖沼への排水水に限って適用  
 ※BOD適用(五条川左岸、矢作川、日光川上流、五条川右岸、新川東部、新川西部)、COD適用(豊川、境川、衣浦西部、衣浦東部、日光川下流)  
 ・接続点流入水質基準のほう素: 流域下水道が河川その他の水域を放流先とする場合は230mg/L以下  
 流域下水道が海域を放流先とする場合は8mg/L以下  
 ・接続点流入水質基準のふっ素: 流域下水道が河川その他の水域を放流先とする場合は15mg/L以下  
 流域下水道が海域を放流先とする場合は15mg/L以下  
 ・窒素化合物は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量(ただし、水濁法排水基準はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの)  
 ( )は日間平均値を表す  
 (注1) 下水道法施行令基準のBOD、全窒素、全りんは、第五案第五項第二号に示された処理方法の区分により決定された計画放流水質は浄化センターごとに数値が異なる

○ダイオキシン類について  
 ・ダイオキシン類特別措置法: 放流水排出基準=10pg-TEQ/L  
 ・愛知県流域下水道維持管理要綱: 接続点流入水質基準=10pg-TEQ/L

○定量下限値について  
 ・有機性窒素においては、定量下限値を定めず、有効桁数2桁にて報告。  
 (注2) n-ヘキサン抽出物質は地元協定等により、次の浄化センターについては標準の定量下限値より低く設定。五条川左岸、日光川上流、五条川右岸は、0.5mg/L、矢作川は、1mg/L、衣浦東部は、2mg/L、日光川下流は、3.5mg/L。

○単位について  
 ・単位は、mg/Lを用いる。ただし、大腸菌群数: 個/cm3、pH: 単位なし、水温: °C、透視度・濁度: 度、ダイオキシン類: pg-TEQ/L、電気伝導率mS/m とする。

1-2) 水質分析に係る法的規制値及び定量下限値一覧表  
(衣浦東部、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流、新川西部)

令和6年4月1日現在

項目	下水道法施行令 第6条(高濃処理) 放流水の水質の 技術上の基準	水質汚濁防止法 第3条第1項	上乗せ基準 (水質汚濁防止法 第3条第3項)	衣浦東部		日光川上流		五条川右岸		新川東部		日光川下流		新川西部		接続点流入水質 基準	下水道部 定量下限値
				法規制値	環境保全計画 目標値	法規制値	環境保全計画 目標値	法規制値	環境保全計画 目標値	法規制値	環境保全計画 目標値	法規制値	環境保全計画 目標値	法規制値	環境保全計画 目標値		
カドミウム	-	0.03	-	0.03	-	0.03	0.003	0.03	0.003	0.03	0.03	0.015	0.003	0.03	0.03	0.003	
全シアン	-	1	-	1	-	1	不検出	1	不検出	1	1	0.5	不検出	1	1	0.1	
有機りん	-	1	-	1	-	1	不検出	1	不検出	1	1	0.5	不検出	1	1	0.1	
鉛	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.01	
六価クロム	-	0.2, 0.5	-	0.5	-	0.5	0.05	0.5	0.05	0.5	0.5	0.25	0.05	0.5	0.2	0.02	
ヒ素	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.01	
総水銀	-	0.005	-	0.005	-	0.005	0.0005	0.005	0.0005	0.005	0.005	0.0025	0.0005	0.005	0.005	0.0005	
アルキル水銀	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	
ホリ塩化ビフェニル	-	0.003	-	0.003	-	0.003	不検出	0.003	不検出	0.003	0.003	0.0015	不検出	0.003	0.003	0.0005	
トリクロロエチレン	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.002	
テトラクロロエチレン	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.002	
ジクロロメタン	-	0.2	-	0.2	-	0.2	0.02	0.2	0.02	0.2	0.2	0.1	0.02	0.2	0.2	0.02	
四塩化炭素	-	0.02	-	0.02	-	0.02	0.002	0.02	0.002	0.02	0.02	0.01	0.002	0.02	0.02	0.002	
1,2-ジクロロエタン	-	0.04	-	0.04	-	0.04	0.004	0.04	0.004	0.04	0.04	0.02	0.004	0.04	0.04	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	-	1	-	1	-	1	0.1	1	0.1	1	1	0.5	0.1	1	1	0.1	
シス1,2-ジクロロエチレン	-	0.4	-	0.4	-	0.4	0.04	0.4	0.04	0.4	0.4	0.2	0.04	0.4	0.4	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	-	3	-	3	-	3	1	3	1	3	3	1.5	1	3	3	0.002	
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	-	0.06	-	0.06	0.006	0.06	0.006	0.06	0.06	0.03	0.006	0.06	0.06	0.006	
1,3-ジクロロプロパン	-	0.02	-	0.02	-	0.02	0.002	0.02	0.002	0.02	0.02	0.01	0.002	0.02	0.02	0.002	
チウラム	-	0.06	-	0.06	-	0.06	0.006	0.06	0.006	0.06	0.06	0.03	0.006	0.06	0.06	0.006	
シマジン	-	0.03	-	0.03	-	0.03	0.003	0.03	0.003	0.03	0.03	0.015	0.003	0.03	0.03	0.003	
チオベンカルブ	-	0.2	-	0.2	-	0.2	0.02	0.2	0.02	0.2	0.2	0.1	0.02	0.2	0.2	0.02	
ベンゼン	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.01	
セレン	-	0.1	-	0.1	-	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	0.05	0.01	0.1	0.1	0.01	
ほう素	-	海域230 その他10	-	230	-	10	2	10	2	10	230	115	2	10	海域230 その他10	0.2	
ふっ素	-	海域15 その他8	-	15	-	8	1	8	1	8	15	7.5	1	8	海域15 その他8	0.1	
1,4-ジオキサン	-	0.5	-	0.5	-	0.5	0.05	0.5	0.05	0.5	0.5	0.25	0.05	0.5	0.5	0.05	
窒素化合物	-	100	-	100	-	100	20	100	20	100	100	50	20	100	380未満	1	
pH	5.8以上	海域5.0~9.0	-	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5.8以上	5を越え	-
	8.6以下	その他5.8~8.6	-	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	8.6以下	9未満	-
BOD	(注1)	160(120)	25(20)	-	20	25(20)	(10)	25(20)	(10)	25(20)	-	(10)	(10)	25(20)	600未満	1	
COD	-	160(120)	25(20)	25(20)	20	-	-	-	-	-	25(20)	(20)	(20)	-	-	1	
SS	40	200(150)	70(50)	70(50)	25(20)	70(50)	(25)	70(50)	(25)	70(50)	70(50)	(25)	(25)	70(50)	600未満	1	
n-ヘキサン抽出物質	-	鉱油5 動植物油30	-	鉱油5 動植物油10	動植物油10	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	動植物油30	(注2)	5
フェノール類	-	5	-	5	-	5	0.5	5	0.5	5	5	2.5	0.5	5	5	0.5	
銅	-	3	-	3	-	3	0.3	3	0.3	3	3	1.5	0.3	3	3	0.01	
亜鉛	-	2	-	2	-	2	0.2	2	0.2	2	2	1	0.5	2	2	0.01	
溶解性鉄	-	10	-	10	-	10	1	10	1	10	10	5	1	10	10	0.1	
溶解性マンガン	-	10	-	10	-	10	1	10	1	10	10	5	1	10	10	0.1	
全クロム	-	2	-	2	-	2	0.2	2	0.2	2	2	1	0.2	2	2	0.1	
大腸菌群数	3000	(3000)	-	(3000)	-	(3000)	(1500)	(3000)	(1500)	(3000)	(3000)	(1500)	(1500)	(3000)	-	30	
全窒素	(注1)	120(60)	-	120(60)	-	120(60)	(20)	120(60)	(20)	120(60)	120(60)	(30)	(10)	120(60)	240未満	0.5	
全りん	(注1)	16(8)	-	16(8)	-	16(8)	(1.5)	16(8)	(1.5)	16(8)	16(8)	(4)	(1)	16(8)	32未満	0.1	
ダイオキシン類	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	
水温	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45℃未満	-
透視度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
濁度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2
残留塩素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01
アンモニア性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2
亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02
硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5
有機性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
りん酸塩りん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
陰イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05
塩化物イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5
電気伝導率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
よう素消費量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220未満	5
蒸発残留物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
強熱減量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50





3) 一 1 悪臭防止法規制基準及び定量下限一覧表

令和6年4月1日現在

規制地域区分 項目\臭気強度 (22項目)	豊川		五条川左岸		境川		衣浦西部		矢作川		衣浦東部		日光川上流				五条川右岸		新川東部		日光川下流		新川西部		定量下限(下水道部)	
	法規制値 第3種地域(3.3)	公署防止協定 目標値(1.0)	法規制値 第3種地域(3.5)	公署防止協定 目標値(1.5)	法規制値 第3種地域(3.0)	公署防止協定 目標値(1.0)	法規制値 第3種地域(3.5)	法規制値 第3種地域(3.0)	法規制値 第3種地域(3.5)	法規制値 第1種地域(2.5)	環境保全計画書 目標値(2.5)	環境保全計画書 目標値(2.5)	法規制値 第3種地域(3.5)	法規制値 第3種地域(3.0)	環境保全計画書 目標値 (2.5~3.0)	環境保全計画書 目標値	法規制値 第3種地域(3.0)	法規制値 第3種地域(3.5)	法規制値 第3種地域(3.0)	法規制値 第3種地域(3.5)	環境保全計画書 目標値(2.5)	環境保全計画書 目標値(2.5)	法規制値 第1種地域(2.5)	法規制値 第1種地域(2.0)	五条川左岸 (1)	定量下限 (下水道部) (1.5)
(22項目)																										
アンモニア	-	2	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.3
メチルメルカプタン	-	0.04	-	0.0003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.0003
硫化水素	-	0.06	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.002
硫化メチル	-	0.05	-	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.0005
二硫化メチル	-	0.03	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003	0.001
トリチルシン	-	0.02	-	0.0004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.0004
アセチルアセチド	-	0.1	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.005
プロピルアセチド	-	0.1	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.005
ホルムアルデヒド	-	0.03	-	0.0009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003	0.0009
シアナリド	-	0.07	-	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0009	0.003
ホルムアルデヒド	-	0.02	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0007	0.002
イソホルムアルデヒド	-	0.06	-	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0002	0.0005
シアナリド	-	4	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.05
酢酸エチル	-	7	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	0.6
メチルアセチル	-	3	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.3
トルエン	-	30	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	2
スチレン	-	0.8	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	0.07
キシレン	-	2	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.2
プロピル酸	-	0.07	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.006
ホルムル酸	-	0.002	-	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00007	0.0002
ホルムル吉草酸	-	0.002	-	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0001	0.0002
イソ吉草酸	-	0.004	-	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00005	0.0002
臭気指数	18	-	-	-	-	18	15	18	12	12	18	18	12	15	12	15	12	10	15	15	18	12	12	10	10	10
(4項目)																										
メチルメルカプタン	-	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001
硫化水素	-	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005	
硫化メチル	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.005	
二硫化メチル	-	0.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	
臭気指数	34	-	-	-	-	34	31	34	28	28	34	34	28	31	28	31	28	31	31	34	28	28	28	10	10	

3) - 2 悪臭防止法規制基準（中継ポンプ場）

令和6年10月現在

規制地域区分	衣浦西部		矢作川		衣浦東部			日光川下流			
	施設名	法規制値	施設名	法規制値	施設名	法規制値	施設名	法規制値	施設名	法規制値	
項目\地域区分	亀崎ポンプ場	県告示第378号	矢作川右岸幹線中継ポンプ場	県告示第378号	幸田幹線中継ポンプ場	見合ポンプ場	新高取橋ポンプ場	田尻ポンプ場	弥富ポンプ場	津島ポンプ場	佐藤ポンプ場
	半田市龜崎町1丁目	法規制値	西尾市西浅井町古切戸	西尾市一色町味浜屋敷割	岡崎市福岡町字西後田	碧南市見合町1丁目	高浜市豊田町	碧南市田尻町1丁目	弥富市鎌島2丁目	津島市鹿伏堤町西永和	愛西市古瀬町川東
	法規制値	法規制値	西尾市公道防止基準値(日懸値)	法規制値	法規制値	法規制値	法規制値	法規制値	法規制値	法規制値	法規制値
	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号	岡崎告示第357号	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号	県告示第378号
	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)	H18年10月1日	H18年4月28日(注1)	H17年11月25日(注2)	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)	H18年4月28日(注1)
	第2種地域	第3種地域	第3種地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第3種地域	第2種地域	第3種地域	第3種地域	第3種地域
	15	18	12	12	15	18	18	15	18	18	18
暫定基準	臭気指数										

(注1)H18年10月1日施行。  
(注2)H20年4月1日施行。

S47年6月7日 環大特第31号  
第3 規制対象

法による規制の対象は、工事その他の事業場であること(注第3条)したがって、自動車、航空機、船舶等の輸送用機器、建設工事、ゆみせつ、埋め立て等のために一時的に設置される作業場、下水道の配水管および排水渠その他一般に事業場の通年含まれないものは、本法による規制の対象とならないから留意されたいこと。

4) 排ガス等の基準値、定量下限値等一覧表

令和6年4月1日現在

焼却炉設置年月日	豊川			五桑川左岸			衣浦西部			矢作川			備考
	H3.7.1(1号炉)	H10.9.1(2号炉)	H22.6.1(3号炉)	H11.2.20	H7.3.15(1号炉)	H12.5.1(2号炉)	R2.1.20(3号炉)	H7.2.1(1号炉)	H12.3.15(2号炉)	H18.1.30(3号炉)	西尾市指導基準値(日課値)	会社定量下限値	
焼却能力	1,100kg/h	1,667kg/h	2,917kg/h	2,083kg/h	1,042kg/h	2,083kg/h	2,500kg/h	1,458kg/h	3,958kg/h	3,958kg/h			
規制項目	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>		
硫酸酸化物(K値) (ppm)	8.76	8.76	8.76	9.0 (495)	1.75	1.75	1.75	17.5	17.5	17.5	3	1	
窒素酸化物(ppm)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	—	4	
塩化水素(mg/Nm <sup>3</sup> )	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	—	1	
ばいじん(μg/Nm <sup>3</sup> )	0.25	0.15	0.08	0.08	0.25	0.08	0.08	0.25	0.08	0.08	—	0.002	
全水銀(μg/Nm <sup>3</sup> )	50	50	50	50	50	50	30	50	50	50	—	2	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	—	10	—	5	1	0.1	1	10	—	1	10	—	

○汚泥燃料化施設(愛知衣浦バイオ株式会社)

衣浦東部	
設置年月日	H22.10.15
能力	4,583kg/h
規制項目	ダイオキシン類 大気汚染防止法 による基準値 450μg/Nm <sup>3</sup>
硫酸酸化物(K値) (ppm)	1.75
窒素酸化物(ppm)	250
塩化水素(mg/Nm <sup>3</sup> )	700
ばいじん(μg/Nm <sup>3</sup> )	0.04
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1

※硫酸酸化物の濃度規制値の0は参考算出値

5) 騒音・振動規制基準値等一覧表

令和6年4月1日現在  
(単位:デシベル)

○騒音における基準値等

規制区域区分	豊川	五条川左岸	境川	衣浦西部	矢作川	衣浦東部		日光川上流		五条川右岸		新川東部	日光川下流		新川西部		定量下限
	豊橋市条例 工業 専用地域 基準値	公害防止協定 基準値	公害防止協定 基準値	県条例 工業 専用地域 基準値	県条例 準工業地域 基準値	西尾市公害防止 指導基準	県条例 工業 専用地域 基準値	環境保全 計画書 計画値	環境保全 計画書 基準値	環境保全 計画書 目標値	県告示 基準値	環境保全 計画書 目標値	県告示 基準値	環境保全計画書 基準値・ 管理値	環境保全計画書 目標値	県告示 基準値	
時間の区分																	
昼間 (午前8時から午後7時)	75以下	45以下	50以下	75以下	65以下	60以下	75以下	70以下	60以下	60以下	50以下	60以下	60以下	55以下	70以下	30	
朝 (午前6時から午前8時) 夕 (午後7時から午後10時まで)	75以下	40以下	45以下	75以下	60以下	55以下	75以下	70以下	55以下	55以下	50以下	55以下	55以下	50以下	65以下	30	
夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)	70以下	40以下	40以下	70以下	50以下	45以下	70以下	65以下	50以下	50以下	50以下	50以下	50以下	45以下	60以下	30	

○振動における基準値等

規制区域区分	豊川	五条川左岸	境川	衣浦西部	矢作川	衣浦東部		日光川上流		五条川右岸		新川東部	日光川下流		新川西部		定量下限
	豊橋市条例 工業 専用地域 基準値	公害防止協定 基準値	公害防止協定 基準値	県条例 工業 専用地域 基準値	県条例 準工業地域 基準値	西尾市公害防止 指導基準	県条例 工業 専用地域 基準値	環境保全 計画書 計画値	環境保全 計画書 基準値	環境保全 計画書 目標値	県告示 基準値	環境保全 計画書 目標値	県告示 基準値	環境保全計画書 基準値・ 管理値	環境保全計画書 目標値	県告示 基準値	
時間の区分																	
昼間 (午前7時から午後8時まで)	75以下	60以下	60以下	75以下	65以下	60以下	75以下	70以下	65以下	65以下	55以下	65以下	65以下	55以下	70以下	30	
夜間 (午後8時から翌日の午前7時まで)	70以下	55以下	55以下	70以下	60以下	55以下	70以下	65以下	60以下	60以下	55以下	60以下	60以下	55以下	65以下	30	

県告示:昭和46年愛知県告示第800号  
県条例:県民の生活環境の保全等に関する条例

6) 水質数値の取り扱い方法

(1) 定量下限値未満の数値について

- ① 定量下限値未満の数値は「<定量下限値」と記載する。

(2) 端数調整について

- ① 端数は、JIS Z8401. 2. c) の規定に基づき四捨五入により丸める。

(3) 平均値について

- ① 定量下限値未満については、数値を0として平均値を算出する。
- ② 年平均値は、月平均を表示している場合は月平均値の年間平均の値とし、それ以外の場合は測定期間内全検体の年間平均とする。
- ③ 透視度の> 100 については、数値を100として平均値を算出する。ただし測定期間内全検体において、> 100 であれば平均値は> 100 と記載する。

